

インボイス制度について

第2回 WEBセミナー

税理士法人アフエックス

公認会計士・税理士 金子尚貴

2023.2.21

全国仮設安全事業協同組合

(1) インボイス制度の概要

- ① スケジュール
- ② インボイスとは

(2) 免税事業者の対応・課税事業者の対応

- ① 免税事業者の対応
- ② 課税事業者の対応
- ③ 本則課税・簡易課税

(3) インボイス制度の導入準備

- ① 概要
- ② 登録申請

(4) インボイス記載上の留意点

- ① 税率ごとに区分した消費税等の端数処理
- ② 仕入明細書等による対応
- ③ 複数の書類による対応

(5) 売手の留意点

- ① インボイスの交付義務
- ② 適格返還請求書の交付義務
- ③ 修正インボイスの交付義務
- ④ 写しの保存義務

(6) 買手の留意点

- ① 仕入額控除の適用要件
- ② 帳簿の記載事項
- ③ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合
- ④ 請求書や領収書が交付されない場合

(7) 特例等

- ① 立替金精算書等の留意点
- ② 代理交付・媒介者交付特例

(8) 消費税の計算・納付

- ① 売上・仕入にかかる消費税額の計算
- ② 仕入税額控除にかかる経過措置

(9) 組合特有の留意点

- ① 賦課金
- ② 事業分量配当金

(1)インボイス制度の概要

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、適格請求書等(インボイス)を交付し、写しを保存しなければなりません。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、一定の期間、経過措置が設けられています(詳細は、37ページ)。

①スケジュール

令和5年10月1日よりインボイス制度が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみがインボイスを交付することができます。

※免税事業者が登録することは任意ですが、適格請求書発行事業者になった場合には、消費税の申告が必要になります。

②インボイスとは

「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

請求書や納品書、領収書、レシート等、名称は問いません。

手書きでもOKです。

インボイスの交付に代えて、電磁的記録(インボイスの記載事項を記録した電子データ)を提供することも可能です。この場合、買手は電磁的記録を一定の要件を満たした方法で保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

<区分記載請求書(現行)>

～令和5年9月

請求書

〇〇株式会社

株式会社△△

●年■月分

■月▲日

割りばし

550円

■月▲日

牛 肉 ※

5,400円

合 計

43,600円

(10%対象

22,000円)

(8%対象

21,600円)

※は軽減税率対象

【記載事項】

① 請求書発行事業者の氏名又は名称

② 取引年月日

③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額

⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス>

令和5年10月～

請求書

〇〇株式会社

株式会社△△(T.1234…)

●年■月分

■月▲日

割りばし

550円

■月▲日

牛 肉 ※

5,400円

合 計

43,600円

10%対象

22,000円

内税

2,000円

8%対象

21,600円

内税

1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

① 登録番号
(課税事業者のみ登録可)

② 適用税率

③ 税率ごとに区分した消費税額等

【記載事項】

- i) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ii) 取引年月日
- iii) 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- iv) 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- v) 税率ごとに区分した消費税額等
- vi) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※赤字が、追加の記載事項です。

※不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等にかかる取引については、上記vi)の記載は不要です(適格簡易請求書)。

(2) 免税事業者の対応・課税事業者の対応

① 免税事業者の対応

自社が免税事業者のままでは、適格請求書発行事業者になることはできません。免税事業者が適格請求書発行事業者になるためには、自らの意思で課税事業者を選択し、そのうえで適格請求書発行事業者への登録申請を行う必要があります。この場合、適格請求書発行事業者の登録の効力が失われなくなる限り、消費税の申告・納付義務が生ずることになります。適格請求書発行事業者の登録の効果及び留意すべき事項は、下表のとおりです。

登録	効 果	留意点
する	インボイスを交付できる (販売先にて仕入税額控除できる)	インボイスへの対応が必要 消費税の申告・納付義務が生ずる
しない	インボイスを交付できない (販売先にて仕入税額控除できない)	販売先にて仕入税額控除できないため、取引が見直される可能性あり

(東京国税局資料を一部加工)

免税事業者が適格請求書発行事業者(課税事業者)になるかどうかは、自社の販売先の属性により判断することがポイントとなります。すなわち、販売先が一般消費者(最終消費者)のみの場合にはインボイスは必要ではないため、自社が適格請求書発行事業者となる必要性は乏しいと言えます。他方、販売先に事業者が含まれている場合には、当該事業者との関係性を総合的に勘案したうえで、適格請求書発行事業者になるかどうかを判断することになります。

また、消費税の免税事業者が、適格請求書発行事業者となった場合には、課税期間の消費税の納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とする措置が講じられました。令和5年10月1日から令和8年9月30日までの属する各課税期間において適用可能となりますが、令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により免税事業者となれない課税期間は適用不可となります。

なお、本制度の適用を受ける場合には、事前手続は特段不要で、確定申告書にその旨を付記することで足ります。

②課税事業者の対応

自社が課税事業者である場合にも、免税事業者と同様、適格請求書発行事業者になるかどうかを選択することとなりますが、基本的には適格請求書発行事業者になることをお勧めします。販売先が一般消費者(最終消費者)のみの場合にはインボイスを求められる可能性は低いと思われますが、もしもインボイスの発行を求められた際には発行できるようにしておいたほうが望ましいため、適格請求書発行事業者として登録しておいたほうがよいと考えられます。

③本則課税・簡易課税

原則として、消費税は課税売上にかかる消費税額から課税仕入等にかかる消費税額を控除して計算します(本則課税)。また、課税仕入等にかかる消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。仕入税額控除の適用が受けられなかった額が生じた場合には、その分消費税の納税額が増えることになります。

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上にかかる消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入等にかかる消費税額とみなして計算する簡易課税制度を選択することができます。「みなし仕入率」は、6つの事業区分によって異なります。

簡易課税制度は、適用しようとする課税期間の開始日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用されます。ただし、免税事業者の場合、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間については課税期間の途中でも簡易課税制度を選択することができます。

事業区分	みなし仕入率
第1種事業 卸売業	90%
第2種事業 小売業等	80%
第3種事業 建設業、製造業等	70%
第4種事業 飲食店業等	60%
第5種事業 運輸・通信業、金融・保険業、サービス業	50%
第6種事業 不動産業	40%

※2種類以上の事業を営んでいる場合は、原則として、課税売上高を事業の種類ごとに区分し、それぞれの事業区分ごとの課税売上高にかかる消費税額にみなし仕入率を乗じて計算します。

簡易課税制度を選択した場合には、課税仕入等にかかる消費税額をみなし計算によることができるため、実務上の負担はかなり軽減されます。ただし、仕入れや経費が多い事業者や多額の設備投資や改修工事を予定している場合には、本則課税と比べて納税額が多くなってしまうことがあるため、ご注意ください。

他方、本則課税においては、仕入や経費等を計上する都度、消費税の課非判定を行う必要があります。また、従前の単一税率から複数税率(軽減税率制度の導入)へ変わったことにより、適用税率にも注意を払う必要があります。

(3)インボイス制度の導入準備

①概要

インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になる場合は、令和5年9月30日までに登録申請を行う必要があります。
その他、事前に準備しておくべき事項は次の通りです。

【売り手】

・交付書類の確認

消費税法の課税売上に該当する取引についてはインボイスの交付義務が生じます。取引ごとにどのような書類を交付しているかを確認するとともに、販売先の属性についてもあわせて確認しておくといよいでしょう。販売先が一般消費者(最終消費者)のみである取引についてはインボイスを求められる可能性は低いため、例えば先方からインボイスの発行を求められた際にゴム印や手書きにて対応する、といった簡易的な方法によることも想定されます。なお、インボイスは、請求書・納品書・領収書・レシートなど名称は問わず、手書きでの交付も可能です。

・交付書類のインボイス化

現在交付している書類がインボイスに必要な記載事項(4.(1)参照)を満たしていない場合には、請求書等の様式変更および関連システムの入替や改修を検討する必要があります。

【買い手】

簡易課税制度を選択している事業者にとって特段の対応は不要ですが、本則課税である事業者は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手(売り手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れについては、インボイス制度導入後6年間は経過措置が適用され、一部の金額について仕入税額控除の適用を受けることができます(5.(2)参照)。なお、適用を受けるためには区分記載請求書(現行の請求書)の保存が必要になります。

以上のとおり、取引相手が適格請求書発行事業者か否かによって実務上の取扱いが異なってくるため、事前に取引相手が適格請求書発行事業者に該当するかどうかを確認しておくことが望ましいと考えます。国税庁ホームページにて適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報が公表されていますので、まずはこちらを確認しておくといでしょう。

(適格請求書発行事業者公表サイト <https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>)

②登録申請

事業者がインボイスを交付するためには、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、適格請求書発行事業者になる必要があります。適格請求書発行事業者として登録された後、登録番号や公表情報等が記載された登録通知書が交付されます。

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になる場合には、令和5年9月30日までに登録申請手続を行う必要があります。

登録申請書の提出方法は、e-Tax(電子)か書面のいずれかによりますが、顧問税理士に委任している場合には、事業者での事務手続は特段不要です。

事業者自らがe-Taxにより申請する場合には、電子証明書(マイナンバーカード等)・利用者識別番号の準備が必要となります。なお、利用者識別番号は申請の際「e-Taxソフト」にて取得可能です。

登録申請書の提出を書面による場合には、所轄する税務署ではなく、納税地を管轄する「インボイス登録センター」へ郵送することとなります。

また、適格請求書発行事業者へ登録した後、以下に該当する場合には一定の手続が必要になります。

手続きが必要な場合	提出する届出書
次の事項に変更があった場合 ・ 氏名又は名称 ・ 本店又は主たる事務所の所在地（法人）	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書に記載した公表事項に変更があった場合	適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書
登録の取消しを求める場合	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書※
事業を廃止した場合	事業廃止届出書
法人が合併により消滅した場合	合併による法人の消滅届出書
個人事業者が死亡した場合	適格請求書発行事業者の死亡届出書

※「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が免税事業者に戻るためには、「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出もあわせて必要です

(4)インボイス記載上の留意点

①税率ごとに区分した消費税額等の端数処理

一つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行います。例えば、個々の商品ごとに端数処理を行うことは認められません。

※端数処理の方法は任意です(切上げ・切捨て・四捨五入など)。

②仕入明細書等による対応

買手が作成した仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用が受けられます。
仕入明細書等の記載事項は下記の通りです。

- i) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ii) 課税仕入れを行った年月日
- iii) 課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)
- iv) 税率ごとに区分して合計した支払対価の額及び適用税率
- v) 税率ごとに区分した消費税額等
- vi) 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称

※課税仕入れの相手方(売手)の確認を受ける必要があります。

例えば、仕入明細書等に「送付後一定期間内に連絡がない場合には確認済とします」といった消極的確認でも認められます。

③複数の書類による対応

例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせてインボイスとすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

請求書

納品書

納品書番号 (関連の明確化)

記載事項

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(国税庁資料より)

(5)売手の留意点

・インボイス発行事業者の義務

①インボイスの交付義務

課税資産の譲渡等を行った際、買い手から求められた場合にはインボイスを交付しなければなりません。なお、インボイスの交付に代えて、電磁的記録を提供することも可能です。ただし、下記の取引については、実務上インボイス等を交付することが困難なため、インボイス等の交付義務が免除されます。

・公共交通機関による旅客の運送(3万円未満)

船舶、バスや鉄道等による旅客の運送が対象となります。金額の判定は、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかによります。

・出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売

出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限られ、農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場、都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場などがこれに該当します。

・生産者が農業協同組合等に委託して行う農林水産物の販売

出荷した農林水産物について、売値・出荷時期・出荷先等の条件を付けずに販売を委託する場合(無条件委託方式)、かつ、一定の期間における農林水産物の譲渡にかかる対価の額をその農林水産物の種類・品質・等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算する場合(共同計算方式)で、生産者を特定せずに行う販売に限られます。

なお、農業協同組合法に規定する農業協同組合や農事組合法人のほか、水産業協同組合法に規定する水産業協同組合、森林組合法に規定する森林組合および中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合や協同組合連合会が、これに該当します。

・自動販売機等により行われる販売(3万円未満)

代金の受領と資産の譲渡等が自動で完結する機械装置が対象となります。具体例は、下記のとおりです。

対象となるもの	対象とならないもの
・ 自動販売機による飲食料品の販売 ・ コインロッカーやコインランドリー等によるサービス ・ 金融機関のＡＴＭによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービス	・ 小売店内に設置されたセルフレジを通じた販売 ・ コインパーキングや自動券売機 ・ ネットバンキング

・郵便切手類のみを対価とする郵便、貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限られます)

②適格返還請求書の交付義務

返品や値引き等の売上げにかかる対価の返還等を行った場合(税込1万円以上)には、買い手に対して返還インボイスを交付しなければなりません。なお、返還インボイスの交付に代えて、電磁的記録を提供することも可能です。返還インボイスの記載事項は下記のとおりです。なお、同一の事業者に対してインボイスと返還インボイスを交付する場合に、それぞれの必要事項を一枚の書類にまとめて記載することも認められます。

- i) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ii) 売上げに係る対価の返還等を行う年月日および対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日(月単位や一定の期間の記載でも構いません)
- iii) 売上げに係る対価の返還等の基となる取引内容
- iv) 税率ごとに区分して合計した金額
- v) 税率ごとに区分した消費税額等または適用税率

既に行った課税資産の譲渡等の対価の額にかかる値引きの際は、返還インボイスの交付にて対応しますが、例えば出精値引きなど、これから行う値引きの際は、課税資産の譲渡等の対価の額から直接減額して処理することとなり、インボイスには値引き後の対価の額にかかる消費税額等の記載が必要となります。また、標準税率及び軽減税率対象の取引を同時に行う場合の出精値引きについては、値引額を資産の譲渡等の価額の比率により按分し、適用税率ごとに区分する必要があります。

③修正インボイスの交付義務

交付した当初のインボイスの記載事項に誤りがあった場合、買い手に対して修正インボイスを交付しなければなりません。

この場合、誤りがあった記載事項を修正し、改めて記載事項のすべてを記載したものを交付する方法や、当初に交付したもののとの関連性を明らかにし、修正事項を明示したものを交付する方法などによります。

④写しの保存義務

交付したインボイス等の写し(または電磁的記録)の保存義務が生じます。これらについては、交付した日または提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、保存しなければなりません。

交付したインボイス等の写しは、交付した書類そのものを複写したもののほか、インボイス等の記載事項が確認できる程度の記載がされているものでも構いません。例えば、複数のインボイスの記載事項にかかる一覧表や明細表などがこれにあたります。

(6)買手の留意点

①仕入税額控除の適用要件

原則として、一定の事項が記載された帳簿及びインボイス等につき、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間の保存が仕入税額控除の要件となります。

ただし、消費税の課税売上高が年1億円以下の事業者等は、令和11年9月30日までの取引に限り、支払対価が1万円未満であれば一定事項記載の帳簿保存のみで仕入税額控除が可能です。【令和5年度税制改正により措置】

なお、簡易課税制度を選択している場合、インボイス等の保存は仕入税額控除の要件ではありません。

なお、売り手から交付されたインボイス等によることが一般的ですが、買い手が作成した仕入明細書等で相手方の確認を受けたものを保存することでも仕入税額控除を適用することが可能です。仕入明細書の記載事項は、以下のとおりです。

- ・仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ・課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ・課税仕入れを行った年月日
- ・課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ・税率ごとに区分して合計した支払対価の額及び適用税率
- ・税率ごとに区分した消費税額等

②帳簿の記載事項

消費税の本則課税である事業者は、消費税等の申告を行うために税率ごとに区分して記帳するなどの区分経理を行う必要があります。なお、仕入税額控除を適用するために必要な帳簿の記載事項は以下のとおりです(従前からの変更点なし)。

- ・課税仕入れの相手方の氏名又は名称

屋号・省略名・取引先コードなどの記載でも、相手方が特定できれば構いません。

- ・課税仕入れを行った年月日

- ・課税仕入れに係る資産又は役務の内容

請求書等に記載されている取引内容をそのまま記載することは不要です。

記載内容から軽減税率の対象となるか否かが明確になっていれば構いません。

- ・課税仕入れに係る支払対価の額

③帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

インボイス等の交付を受けることが困難である等の理由により、下記の取引については一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。この場合、帳簿の記載事項に関して通常必要な記載事項に加え、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入に該当する旨の記載が必要になります。

なお、現行では3万円未満の課税仕入れや請求書等の交付を受けられないやむを得ない理由がある場合には、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められますが、インボイス制度導入後は認められなくなりますのでご注意ください。

- ・公共交通機関特例の対象としてインボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ・簡易インボイスの記載事項が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- ・インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ・インボイスの交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)
- ・従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

④請求書や領収書が交付されない場合

例えば家賃を口座振替で支払っている場合など、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引が想定されます。

インボイスとして必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすこととなりますので、インボイスの記載事項の一部が記載された契約書と通帳や銀行が発行した振込金受取書(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

(7)特例等

①立替金精算書等の留意点

いわゆる組合の共同購買事業(組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給)がこれに該当します。

立替払が行われた場合、インボイスとあわせて立替金精算書等の保存が求められます。具体的には、立替払に係る「インボイスのコピー」や「立替金精算書等」の作成・交付・保存という対応が必要です。

例えば、組合・各組合員・外部事業者の三者間において、組合が各組合員の費用を立替払し、後日、各組合員と精算する場合、通常であれば、外部事業者からは組合宛のインボイスが交付されます。

各組合員が仕入税額控除を行うには、組合宛ではなく各組合員宛のインボイスが必要となります。よって、組合は各組合員に対し、組合宛のインボイスの写しに加え、立替金精算書等を作成・交付する必要があります。各組合員はこれら書類の保存をもって、課税仕入れに係る請求書等の保存があるものと取り扱われます。

ただし、各組合員へ交付するインボイスの写しが大量となるなどの事情により写しの交付が困難な場合には、組合がインボイスの原本を保存し、各組合員に立替金精算書等を交付することで、各組合員は立替金精算書等の保存をもって仕入税額控除を行うことができます。組合が作成する立替金精算書等のみが交付される場合には、外部事業者の登録番号を明記するなど立替金精算書等のみでインボイスの必要事項を満たす必要があります。

②代理交付・媒介者交付特例

いわゆる組合の共同販売事業(組合員が組合に販売委託)がこれに該当します。

委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは委託者であるため、本来的には委託者が購入者に対してインボイスを交付しなければなりません。しかしながら、実務上の事務負担等を考慮し、受託者が委託者を代理して委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを相手方に交付することも認められます。これを代理交付といいます。

また、委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であり、かつ、委託者が受託者に自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を事前に通知している場合には、媒介または取次ぎを行う者である受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを、委託者に代わって購入者に交付することができます。これを媒介者交付特例といいます。

なお、受託者は委託者に対してインボイスの写しの交付義務がありますが、複数の委託者の商品を販売した場合や多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などの理由によりインボイスの写しを交付することが困難な場合には、インボイスの写しとの関連性を明らかにした精算書等を交付することも認められます。この場合、受託者は当該精算書等の写しを保存することになります。精算書等には、インボイスの記載事項のうち「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」など委託者の計算に必要な事項を記載する必要があります。

また、受託者が複数の委託者から委託を受けた際に、委託商品を同一先に販売した場合は、1枚のインボイスにより交付を行うことが可能です。この場合、インボイスの記載事項である課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額は、委託者ごとに記載し、消費税額等の端数処理についても委託者ごとに行うことが原則となります。ただし、受託者が交付するインボイス単位で、複数の委託者の取引を一括して記載し、消費税額等の端数処理を行うことも認められます。

(8)消費税の計算・納付

①売上・仕入にかかる消費税額の計算

令和5年10月1日以降も、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、従来と同様です。売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算を行います。

○売上税額

・原則(割戻し計算)

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、110 分の100(軽減税率の対象となる場合は108 分の100)を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率(7.8%又は6.24%)を掛けて売上税額を算出します。

・特例(積上げ計算)

相手方に交付したインボイス等を保存している場合には、課税期間中のこれらの書類に記載した消費税額等の合計額に100 分の78 を掛けて算出した金額を売上税額とすることができます。なお、売上税額を積上げ計算により計算する場合には、仕入税額も積上げ計算により計算しなければなりませんのでご注意ください。

○仕入税額

・原則(積上げ計算)

相手方から交付を受けたインボイス等に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に、100分の78を掛けて仕入税額を算出します。もしくは、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108 分の8)を乗じて算出した金額を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載(計上)している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます。いわゆる税抜経理を採用している事業者がこれに該当します。

なお、免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置を適用する場合も同様に積上げ計算により計算する必要がありますが、本経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、課税期間の中途や期末において、当該区分した課税仕入れごとに計算する方法も認められます。

・特例(割戻し計算)

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額を税率ごとに合計した金額に、110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を掛けて算出した金額を仕入税額とします。いわゆる税込経理を採用している事業者はこちらを選択することが想定されますが、売上税額を積上げ計算によっている場合には認められませんので、ご注意ください。

なお、免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置を適用する場合には、課税期間中に行った本経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額の合計金額に110分の7.8(軽減税率の対象となる場合は108分の6.24)を乗じて算出した金額に一定割合を乗じて算出します。

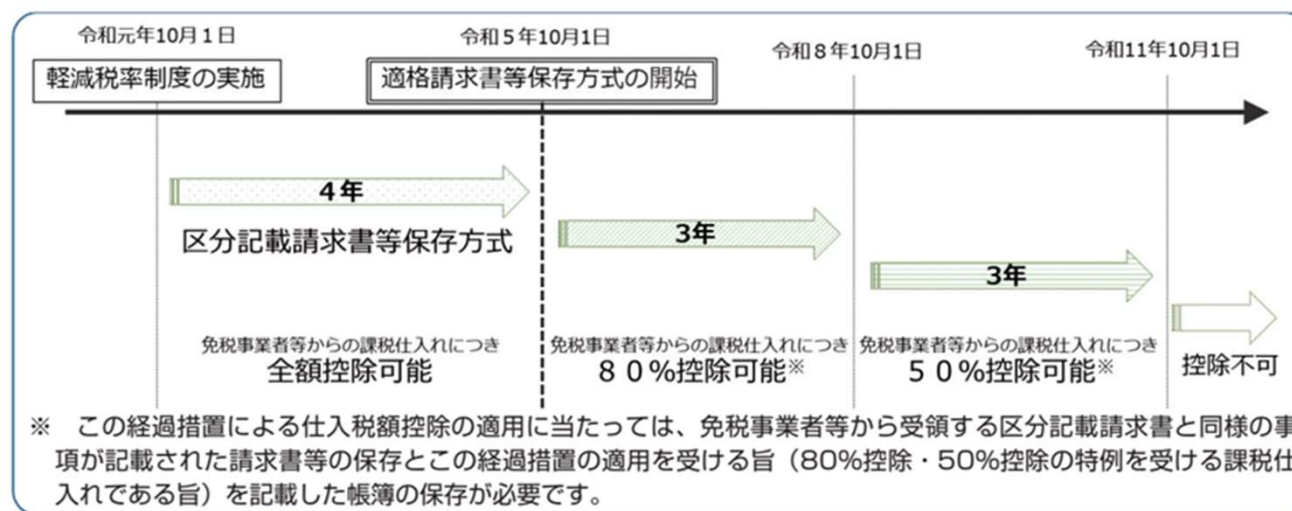
上記税額計算の組合せをまとめますと下表のとおりです。売上税額を原則通り、割戻し計算によっている場合には、仕入税額の計算方法はすべて選択可能となります。

		仕入税額の計算方法	
		積上げ計算	割戻し計算
売上税額の 計算方法	割戻し計算	○	○
	積上げ計算	○	×
	併用	○	×

②仕入税額控除にかかる経過措置

免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、インボイス等の交付を受けることができず、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始後一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。



また、経過措置の適用を受けるためには、帳簿上、区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。あわせて、区分記載請求書等の保存が必要です。

(9)組合特有の留意点

①賦課金

一言で賦課金といっても、いろいろな種類が存在します。他方、消費税法上の取扱いとして、「事業として対価を得て行う資産の譲渡又は貸付け並びに役務の提供」に該当するか否かによって課税されるかどうかが判定されます。したがって、賦課金の内容によって消費税の取扱いは異なり、具体的には下記のとおり判断されます。

賦課金のうち均等割によるものは、組合の継続運営のための通常会費としての性質を有しています。すなわち、協同組合が構成員に対して行う役務の提供との間に対価関係があるとは認められないため、資産の譲渡等の対価には該当しません。したがって、消費税の不課税取引に該当し、インボイスの対応は不要です。

他方、差等割に該当する賦課金について、例えば面積割の場合には各組合員の利用面積に応じて計算されるものであり、各組合員が組合所有の建物を利用するにあたっての対価として性質を持っていると考えられます。すなわち、協同組合が構成員に対して行う役務の提供との間に対価関係があると認められるため、資産の譲渡等の対価に該当します。したがって、消費税の課税取引に該当し、インボイスの対応を検討する必要があります。

②事業分量配当金

事業分量配当金(利用分量配当金)は、内容に応じて次の2パターンに分けられます。

・計算の基礎となった取引が課税仕入れである場合

手数料の支払額や商品の購入額など、事業分量配当金の金額の計算の基礎となった取引が課税仕入れである場合については、売上げに係る対価の返還等に該当します。

したがって、支払った協同組合にとっては売上げに係る対価の返還等に該当するため、返還インボイスの対応が必要になります。

・計算の基礎となった取引が非課税仕入れである場合

保険料や利息の支払額など、事業分量配当金の金額の計算の基礎となった取引が非課税仕入れである場合については、非課税取引に該当します。すなわち、この場合はインボイスの対応は不要となります。



お疲れ様でした。

WEBセミナーのお知らせ

2月28日（火） 14時～15時30分

建設業の2024年問題の対応について